

日興ファンドラップ

Nikko Fund Wrap

2022年6月29日付「日興ファンドラップ契約関係書面集」の変更内容

1. 契約書面の改訂内容(抜粋)

2022年6月29日付で「日興ファンドラップ契約関係書面集」を改訂します。以下の新旧対照表は、同書面集内の「日興ファンドラップ専用口座約款」、「日興ファンドラップ投資一任契約基本約款」部分の変更内容を記したものです。

① 「日興ファンドラップ専用口座約款」の変更箇所

変更後(2022年6月29日)	変更前
第12条(本口座の廃止事由) (略) 2. 本条に定める本口座の廃止に伴う手続きの開始日(以下「口座廃止手続開始日」といいます。)は、すべての個別契約が解除された解除日とします(個別契約の失効により投資一任契約が成立していない場合は、前項第3号の事由に該当した日を口座廃止手続開始日とします。)。ただし、次条に定める本口座の廃止日までに新たに個別契約の新規買付を行っていただいた場合は、口座廃止手続きを停止するものとします。	第12条(本口座の廃止事由) (略) 2. 本条に定める本口座の廃止に伴う手続きの開始日(以下「口座廃止手続開始日」といいます。)は、すべての個別契約が解除された解除日とします(個別契約の失効により投資一任契約が成立していない場合は、前項第3号の事由に該当した日を口座廃止手続開始日とします。)。ただし、前項第1号の場合で次条に定める本口座の廃止日までに新たに個別契約の新規買付を行っていただいた場合は、口座廃止手続きを停止するものとします。

② 「日興ファンドラップ投資一任契約基本約款」の変更箇所

変更後(2022年6月29日)	変更前
第1条(定義) (略) ⑪ 契約金額 「契約金額」とは、投資一任契約に基づく投資一任運用の対象となるお客様の資産の金額をいいます。すべての個別契約の契約金額の合計金額を「総契約金額」といいます。入出金を伴う契約の変更が行われる場合、契約金額は契約日の17時に変更となります。	第1条(定義) (略) ⑪ 契約金額 「契約金額」とは、投資一任契約に基づく投資一任運用の対象となるお客様の資産の金額をいいます。すべての個別契約の契約金額の合計金額を「総契約金額」といいます。

日興ファンドラップ

Nikko Fund Wrap

2022年6月29日付「日興ファンドラップ契約関係書面集」の変更内容
(法人用)

1. 契約書面の改訂内容(抜粋)

2022年6月29日付で「日興ファンドラップ契約関係書面集(法人用)」を改訂します。以下の新旧対照表は、同書面集内の「日興ファンドラップ専用口座約款(法人用)」、「日興ファンドラップ投資一任契約基本約款(法人用)」部分の変更内容を記したものです。

① 「日興ファンドラップ専用口座約款(法人用)」の変更箇所

変更後(2022年6月29日)	変更前
第10条(本口座の廃止事由) (略) 2. 本条に定める本口座の廃止に伴う手続きの開始日(以下「口座廃止手続開始日」といいます。)は、すべての個別契約が解除された解除日とします(個別契約の失効により投資一任契約が成立していない場合は、前項第3号の事由に該当した日を口座廃止手続開始日とします。)。ただし、次条に定める本口座の廃止日までに新たに個別契約の新規買付を行っていただいた場合は、口座廃止手続きを停止するものとします。	第10条(本口座の廃止事由) (略) 2. 本条に定める本口座の廃止に伴う手続きの開始日(以下「口座廃止手続開始日」といいます。)は、すべての個別契約が解除された解除日とします(個別契約の失効により投資一任契約が成立していない場合は、前項第3号の事由に該当した日を口座廃止手続開始日とします。)。ただし、前項第1号の場合で次条に定める本口座の廃止日までに新たに個別契約の新規買付を行っていただいた場合は、口座廃止手続きを停止するものとします。

② 「日興ファンドラップ投資一任契約基本約款(法人用)」の変更箇所

変更後(2022年6月29日)	変更前
第1条(定義) (略) ⑨ 契約金額 「契約金額」とは、投資一任契約に基づく投資一任運用の対象となるお客様の資産の金額をいいます。すべての個別契約の契約金額の合計金額を「総契約金額」といいます。入出金を伴う契約の変更が行われる場合、契約金額は契約日の17時に変更となります。	第1条(定義) (略) ⑨ 契約金額 「契約金額」とは、投資一任契約に基づく投資一任運用の対象となるお客様の資産の金額をいいます。すべての個別契約の契約金額の合計金額を「総契約金額」といいます。